

九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年7月23日

九十九里町長

浅岡 厚

九十九里町規則第18号

九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則（平成8年九十九里町規則第1
3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式裏面注意事項3の項中「 $\{80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\% \}$ 」
を「限度額」に改め、同項に後段として次のように加える。

なお、限度額適用認定証の提示又はマイナ保険証の利用等により高額療養費が現物給付される場
合については、この限りではありません。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されている九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条
例施行規則第8条第1項に規定する受給券は、その有効期間が終了するまでの間、改正後の第1号
様式によるものとみなす。